

保育所の最低基準引き上げ及び保育制度における市場原理に基づく 直接契約方式等の導入反対に関する意見書

現在、政府の経済財政諮問会議、規制改革会議、地方分権改革推進委員会などにおいて、保育所の最低基準の見直し、保育制度における市場原理に基づく入所の直接契約方式及び保育料の直接補助制の導入など、改革に関する議論が行われている。

しかし、現在の議論では、一人の人間として人権を持つ子供の福祉を守るという視点が軽視されており、保育水準の低下や地域の保育機能の崩壊を招くことが懸念される。

保育所の最低基準は、健全な保育を実施するための職員配置、設備及び運営に関する「最低」の基準であり、日本全国の保育所が一定の質を確保するために設けられたものである。しかし、その内容の大半は、戦後間もない1948年に制定されたもので、あくまでもこれを下回ってはならないという「最低」の基準であり、現代の子供たちが育つ社会環境においては、この基準を守ったとしても決して十分な保育が行えるとは言えず、子供たちが安全安心に活動できるよう、最低基準を現行より引き上げる必要がある。

また、保育制度における市場原理に基づく直接契約方式及び保育料の直接補助制の導入については、保護者の所得による保育内容の格差や、保育の提供者による入所児童の不適切な選択等により、真に保育が必要な子供が保育所へ入所できないことが懸念される。

保育制度の議論は、子供の立場に立ち、地方の実情を踏まえて行われるべきであり、現在の少子社会における次代を担う子供の育成については、これまでも増して国と地方がともに責任を持って推進すべきである。

よって、国においては、子供の福祉と地域の保育機能の確保を図るため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

- 1 保育所の最低基準を引き上げること。
- 2 保育制度における市場原理に基づく直接契約方式及び保育料の直接補助制を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
財務大臣	中	川	昭	一	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様